

鳥取県災害警戒本部運営要領

1 総則

鳥取県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営に関する基本的な事項は、鳥取県地域防災計画に定めのあるものを除き、この要領に定めるところによる。

2 目的

この要領は、鳥取県災害警戒本部の運営について必要な事項を定め、もって効率的な本部の運営を図ることを目的とする。

3 警戒本部事務局の組織

(1) 司令

- ア 警戒本部事務局内に司令を置く。
- イ 司令は、防災危機管理課長をもってあてる。
- ウ 司令の所掌事務は以下のとおり
 - ・ 警戒本部が実施する業務の管理
 - ・ 班長会議、その他適宜に総括的な指示
 - ・ 防災主管課長、県民局長、市町村防災担当部（課）長及び関係機関幹部との連絡調整

(2) 班構成およびその所掌事務

- ア 総務班
 - ・ 県、市町村、消防局等の防災関係機関の対応状況を把握し、必要な対応について要請
 - ・ 各班の配備ローテーション計画を作成
 - ・ 警戒本部設置、廃止の公表
 - ・ ファクシミリ送信
- イ 広報班
 - ・ 防災局HPによる災害広報及び啓発広報
 - ・ 県民、マスコミからの問い合わせ対応
- ウ 情報班
 - ・ 被害情報の収集
 - ・ 受信情報の処理
 - ・ 情報の集約
 - ・ 報道提供資料（県被害報告等）の作成
 - ・ 消防庁への被害報告作成
 - ・ 収集情報の分析及び今後の状況予測
- エ 防災情報システム班
 - ・ 災害対策本部室機器及び各種防災情報システム機器の管理
 - ・ ヘリテレシステムの運用
 - ・ 通信回線の確認
 - ・ ファクシミリ送信の補助

4 班の運営

- (1) 班には、別に定める班長を置く。
- (2) 班長は、従事する職員の業務分担をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 班員は、防災危機管理課及び消防課職員により構成するものとする。

5 班長会議

司令は、必要に応じて班長会議を開催し、災害に対する業務の対応方針を決定し、各班の班長以下は、対処方針に基づいて業務を実施するものとする。

6 その他

この要領に定めることのほか、警戒本部の運営に必要なことは、「鳥取県警戒本部運営マニュアル」の他、必要に応じて防災監が定める。

附則 この要領は、平成18年3月17日から施行する。

附則 この要領は、平成19年6月15日から施行する。